

PTA会則について

小室中学校PTA会則については小室学校ホームページ内に掲載しております。
ご確認下さい。

以下の部分改定しております。

第五章

8条(2) 副会長2名を副会長2名以上に変更

8条(4) 事務局(庶務)3名うち教頭1名を
事務局(庶務)3名以上うち教頭1名に変更

13条(5) 庶務はこの会の事務を担当するを
庶務はこの会の事務、校外・校内活動管理、広報、
研修等を担当するに変更

第七章

19条(2) 学年代表の記載を削除

22条(5) やむを得ない理由により対面総会できない場合は、
書面総会又はオンラインを選択できるを
対面総会又は書面総会又はオンラインを選択できるに変更

内規

1-(2) 選考委員は、運営委員3名、職員2名、各学年代表1名とする。
とし各学年代表(運営委員は除く)は、各学級の校内委員と
校外委員の中より互選するを

選考委員は、運営委員3名、職員2名、各学年代表1名とする
に変更

3 顧問規定より小室サポーターズ以下項目を削除

(1) この会は代表、副代表をおくことができる

(2) 総会で推薦され承認された者に限る

(3) 保護者に向けて、PTA活動、学校情報、地域情報を
発信する

(4) 保護者の参加は任意とする